

選挙管理委員会事務局

議案第124号 大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第124号 大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案第124号の資料をご覧ください。

大津市議会議員及び大津市長の選挙におきましては、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、公職選挙法の規定に基づき、当該条例を定めて公費負担としているところであり、これらの限度額につきましては、公職選挙法施行令で定める国政選挙の公費負担の限度額に準じているところです。

このたび、最近における物価の変動等を踏まえ、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における公費負担の限度額が引上げられたことに伴い、本市の条例も改正を行うものです。

具体的な条例の改正内容につきましては、資料のとおりでございますが、法施行令の改正に準じて、選挙運動用ビラの作成、そして

選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担の限度額を引き上げる  
ものでございます。

改正後の条例は、次回の大津市議会議員選挙及び大津市長選挙か  
ら適用いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。